二、サイサンミサワホーム㈱に対する件

平成五年（排）第一一号

排除命令

埼玉県与野市円阿弥七丁目七番八号
サイサンミサワホーム株式会社
右代表者　代表取締役　豊福親治

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　サイサンミサワホーム株式会社は、住宅の建築請負に係る取引に関し、一般消費者を対象に、平成五年四月一日から同年六月一九日までを期間とした懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項に違反したものである旨並びに平成五年四月二日及び同年四月二五日に行った新聞折り込みのビラ（別添写し）の表示のうち、景品類の価額の表示が、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、住宅の建築請負の取引に関し、一般消費者を対象に前記告示第一項第一号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　サイサンミサワホーム株式会社（以下「サイサンミサワ」という。）は、肩書地に本店を置き、住宅の建設業を営む事業者である。

二(一)　サイサンミサワは、同社の大宮住宅展示場の移転に際し、平成五年四月一日から同年六月一九日までを期間とし、

ア　期間中に、同社の本店において、同社と住宅の建築請負契約をした者に対し、抽選により三〇〇万円から一〇〇万円相当と称する家具セットを一五名に、食器洗い器、電動シャッター及びペアガラスの三点セット（二四万円相当）をその余の者全員に

イ　期間中に同社の本店に対し建築に係る下見を依頼した土地所有者に対し、抽選により、一〇〇万円相当と称する家具セットを三名に

それぞれ景品類として提供することを企画し、当該企画について、ビラ（別添写し）約二〇万枚を新聞販売店を通じて、同年四月二日及び同年四月二五日に、読売新聞及び朝日新聞に折り込み、埼玉県大宮市及び与野市におけるこれら新聞の購読者である一般消費者に配布の上、これを実施した。

(二)　また、サイサンミサワは、前記ビラにおいて、「期間中ご成約いただいたお客様に抽選で三〇〇～一〇〇万円迄

一五セットの家具・備品組合せセットを当選順にお選びいただきプレゼントさせていただきます！」及び「期間中現地調査お申込みのお客様にも抽選にて一〇〇万円相当の家具を三名様にプレゼント！」と記載し、あたかも、三〇〇万円から一〇〇万円相当の家具セットを景品類として提供するかのように表示しているが、同社が当該各家具セットを実際に購入した際の価額は一八四万円から六二万円であって、当該各家具セットは住宅展示場において約三年間使用されたものであることから、当該各家具セットの価額が三〇〇万円から一〇〇万円までとは認められない。

㈢　懸賞により提供することができる景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額が一〇万円以上の場合、五万円である。

しかるに、前記企画において、懸賞に係る取引の価額は、一棟当たりの建築請負契約金額の一、五〇〇万円と認められるから、サイサンミサワが懸賞により提供できる景品類の最高額は、五万円であるところ、前記景品類の価額は、前記各家具セットが住宅展示場において使用されていたことを考慮したとしても、いずれもこの制限を超えるものである。

なお、本件について、当委員会が調査を開始したところ、サイサンミサワは、平成五年五月二二日をもって前記企画を中止した。

法令の適用

前記事実によれば、サイサンミサワの行為のうち、前記事実二㈠記載の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する景品類の提供であって、同告示第二項の規定に違反するものであり、また、前記事実二㈡記載の行為は、住宅の建築請負に係る取引条件について、実際のもの

よりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって、かかる行為は、同法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成五年六月一八日

公正取引委員会

委員長　小粥正巳

委員　宇賀道郎

委員　佐藤謙一

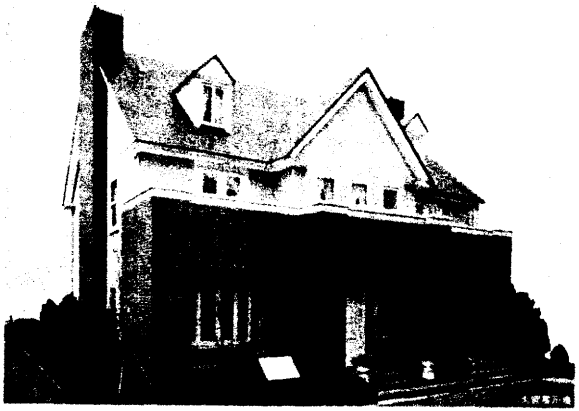
委員　股野景親

委員　植木邦之

MISAWA 別添写し

Thanks giving Day

好感度の高い展示場として、皆様方に長い間ご愛顧いただいてまいりました、大宮展示場をこのたび、
新規移転建替えすることになりました。今後も地域と密着した営業展開で、皆様方のニーズにお応えいたします。



ご声援ありがとうございました。

ミサワホーム大宮展示場移転・建替え、サンクス・ギビング・デー(特別感謝祭)(4月1日木~6月19日土)

PRESENT 3
PRESENT 2
PRESENT 1
Williamsburg
無料 相談会 開催
全ての質問に
プロ集団がお応えいたします。
TEL.048(855)5711
サイサンミサワホーム 本店営業部